

常務理事	事務長	係
		保険証処理

## 被扶養者（異動）届

兵庫トヨタ自動車健康保険組合理事長殿

下記のとおり被扶養者（異動）についてお届けします。

被扶養者を 追加 ・ 削除 します。

（該当する方に○を入れて下さい。）

※ 令和 年 月 日提出

① 被保険者証の 記号番号	② 資格取得年月日 昭和 平成 令和 年 月 日	③ 標準報酬 月 額 千円	④ 被保険者氏名 ・ 生年月日 フリガナ 昭和 ・ 平成 年 月 日生	
⑤ 被保険者 の住所と 電話番号	〒 ( ) -		⑥ 事業所の 名称	
⑦ 被扶養者 の氏名	(カナ)	(カナ)	(カナ)	(カナ)
⑧ 生年月日	昭 平 令 年 月 日	昭 平 令 年 月 日	昭 平 令 年 月 日	昭 平 令 年 月 日
⑨ 性別	男 ・ 女	男 ・ 女	男 ・ 女	男 ・ 女
⑩ 被保険者 との続柄				
⑪ 職業				
⑫ 収入 (1ヶ月)	円	円	円	円
⑬ 被扶養者 の住所				
⑭ 扶養を はじめた日 しなくなった日	令和 年 月 日 令和 年 月 日	令和 年 月 日 令和 年 月 日	令和 年 月 日 令和 年 月 日	令和 年 月 日 令和 年 月 日
⑮ 扶養を はじめた理由 しなくなった理由				

この届書は、被扶養者に異動があったときにその日から五日以内に事業主（会社）を通じて提出してください。  
尚、被扶養者からはずれる場合は、必ず対象者の被保険者証カードを添付ください。

※ 事業主 証明欄	上記のとおり相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 所在地名称 事業所 事業主氏名
-----------------	--

組合 認定欄	上記のとおり認定しました。 令和 年 月 日 兵庫トヨタ自動車健康保険組合理事長
-----------	---

# 配偶者状況届

令和 年 月 日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合理事長 御中

会社名

被保険者氏名

1. 配偶者氏名 \_\_\_\_\_ 年齢 \_\_\_\_\_ 歳

2. 扶養することになった理由

イ. 結婚                      ロ. 退職                      ハ. その他(                      )

3. 会社の税法上(給与)の扶養家族として届けていますか?

イ. 届けている                      ロ. 届けていない(理由                      )

4. 今まで加入していた健康保険の種類

イ. 全国健康保険協会                      ロ. 健康保険組合                      ハ. 国民健康保険

ニ. (国家、地方公務員)共済組合                      ホ. 親等の健康保険組合の被扶養者

ヘ. なし(理由:                      )

5. 最終の就職状況

イ. 就職していない

ロ. 勤務先

就職期間                      年                      月                      日～                      年                      月                      日まで

6. 雇用保険(失業保険)の状況

イ. 受給終了(「支給終了印」のある受給資格者証の写を添付)

ロ. 受給延長中(受給延長の写を添付)

ハ. 現在申請中(職業安定所求職申込年月日のある受給資格者証の写等)

ニ. 現在手続していない(「被保険者離職票-1・離職票-2」の写を添付、理由:                      )

ホ. 受けない(理由:                      )

ヘ. 雇用保険なし(理由:                      )

7. 今現在、パート・アルバイトをしていますか

イ. している                      勤務先名:                      職種:

1か月当たりの収入                      円

ロ. していない

令和 年 月 日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合  
理事長 瀧川 高章 殿

会社名 \_\_\_\_\_

被保険者氏名 \_\_\_\_\_

### 遅延理由書

この度、私の \_\_\_\_\_ の扶養申請において、被扶養者（異動）届提出の際に、  
\_\_\_\_\_ の添付が、 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ の理由により遅れることをご了承ください。

尚、書類が届き次第速やかに事業所経由（任意継続の方は直接）で健康保険組合に送付いたしますので、認定処理をお願いいたします。

以上

様式コード
4 3 0 0

国民年金

## 第3号被保険者関係届



令和 年 月 日提出

提出者情報	届出記入の個人番号(基礎年金番号)に誤りがないことを確認しました。	日本年金機構
	事業所所在地 〒 -	
	事業所名称	
	事業主氏名	
電話番号	( )	
事業主等 受付年月日	令和 年 月 日	
社会保険労務士記載欄		
氏名等		

A. 第2号被保険者欄 配偶者欄	① 氏名 (フリガナ)	② 生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年 月 日	③ 性別	1. 男性 2. 女性
	④ 個人番号 [基礎年金番号]					
	⑤ 住所	個人番号を記入した場合は、住所記載は不要です。				
		〒 - 都道府県				

届出内容に応じて、該当・非該当(変更)のいずれかを○で囲み、記入してください。

B. 第3号被保険者欄	① 氏名	この届書記載のとおり届出します。		② 生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年 月 日	③ 性別 (職稱)	1. 夫 3. 夫(未届) 2. 妻 4. 妻(未届)
		日本年金機構理事長あて (フリガナ) (氏名)		④ 個人番号 [基礎年金番号]				
		※届書の提出は配偶者(第2号被保険者)に委任します□		⑤ 外国籍		⑥ 外国人 通称名	(フリガナ)	
	⑦ 住所	1. 同居 2. 別居	〒 -	⑧ 電話番号				1. 自宅 2. 携帯 3. 勤務先 4. その他 ( )
	⑨ 第3号被保険者 になった日	7. 平成 9. 令和	年 月 日	⑩ 理由	1. 配偶者の就職 2. 婚姻 3. 離職	4. 収入減少 5. その他 ( )	⑭ 備考	
⑪ 配偶者の 加入制度	31. 厚生年金保険・健康保険 32. 国家公務員共済組合			36. 地方公務員等共済組合 37. 日本私立学校振興・共済事業団			30. 厚生年金保険・船員保険	
⑫ 第3号被保険者 でなくなった日	7. 平成 9. 令和	年 月 日	⑬ 理由	1. 死亡(令和 年 月 日) 2. 離婚 3. 収入増加 6. その他( )				
右の⑮~⑰の欄は、 海外へ転出した場合や 海外から転入した場合に いずれかを○で囲み、記 入してください。	⑮ 1. 海外特例 要件該当	海外特例要件に 該当した日	9. 令和	年 月 日	⑯ 理由	1. 留学 2. 同行家族 3. 特定活動	4. 海外婚姻 5. その他( )	
	⑰ 2. 海外特例 要件非該当	海外特例要件に 非該当となった日	9. 令和	年 月 日	⑰ 理由	1. 国内転入(令和 年 月 日) 2. その他( )		

健康保険証の発行元に確認を受けてください。 ※届書記載の配偶者が協会けんぽ加入者の場合は、確認不要です。

医療保険者記入欄	組合(保険者)番号	
	上記のとおり第3号被保険者関係届の届出がありましたので提出します。	
	届出記載の第3号被保険者は、健康保険組合又は共済組合に加入している者の被扶養者であることを確認する。	
	認定年月日	令和 年 月 日 (「⑨第3号被保険者になった日」と同じ場合は、記載の必要はありません)
	所在地	〒 -
名称		
代表者 等氏名		
電話	( )	

この届書は、以下の場合に提出していただくものです。

- ・健康保険組合または共済組合・国民健康保険組合に加入する第2号被保険者の配偶者が国民年金第3号被保険者に該当した場合
- ・すでに健康保険・船員保険の被扶養者となっている配偶者が、20歳到達により国民年金第3号被保険者に該当した場合
- ・健康保険の任意継続中のため、配偶者の健康保険被扶養者とならず、国民年金第3号被保険者にのみ該当した場合
- ・国民年金第3号被保険者の収入が基準以上に増加したことによって扶養から外れた場合
- ・配偶者である第2号被保険者と離婚した場合
- ・海外居住の方が海外特例要件に該当または非該当となる場合

・この届出では、国民年金第3号被保険者にかかる資格取得・種別変更・種別確認(3号該当)・資格喪失・死亡の届出、氏名・生年月日・性別の変更(訂正)の届出、被扶養配偶者非該当、海外特例要件該当・非該当の届出をすることができます。  
・次の場合は別様式での届出となりますので、ご注意ください。  
全国健康保険協会管掌の健康保険の届出を同時に行う場合→『健康保険被扶養者(異動)届・国民年金第3号被保険者関係届』

## 記入方法

### <A. 配偶者欄(第2号被保険者)>

- ①氏名 : 氏名は住民票に登録されている氏名を記入してください。フリガナはカタカナで正確に記入してください。  
②生年月日 : 年号は該当する番号を○で囲んでください。生年月日は右図のように記入してください。  
④個人番号 [基礎年金番号] : 個人番号または基礎年金番号を記入してください。個人番号または基礎年金番号を記入する場合は、10桁・左詰めで記入してください。海外在住や短期在留等により個人番号がない方は、基礎年金番号(10桁・左詰め)を記入してください。  
⑤住所 : ④「個人番号[基礎年金番号]」欄に個人番号を記入した場合は、住所の記入は不要です。基礎年金番号を記入した場合は、必ず住民票の住所を記入してください。

### <B. 第3号被保険者欄> ①～④、⑦は必ず記入してください。また該当の場合は⑨～⑪を、非該当・変更の場合は⑫～⑬を記入してください。

- ①氏名 : 氏名は、住民票に登録されている氏名をご記入ください。日付は、この届書を配偶者(第2号被保険者)を通じて事業主に提出する日付をご記入ください。※20歳未満または60歳以上の方は、第3号被保険者に該当しませんので、ご注意ください。  
③性別(続柄) : 該当する番号を○で囲んでください。内縁関係にある場合は、「3. 夫(未届)」 「4. 妻(未届)」のいずれかを○で囲んでください。  
④個人番号 [基礎年金番号] : 個人番号または基礎年金番号を記入してください。個人番号または基礎年金番号を記入する場合は、記入する番号を確認した上で記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、10桁・左詰めで記入してください。海外在住や短期在留等により個人番号がない方は、基礎年金番号(10桁・左詰め)を記入してください。なお、「死亡」により第3号被保険者でなくなった場合は、基礎年金番号を記入してください。  
⑥外国人通称名 : 郵送物の宛名等について、通称名での登録を希望する場合は住民票に登録された通称名を記入してください。フリガナはカタカナで正確に記入してください。  
⑦住所 : 配偶者(第2号被保険者)と同居または別居のいずれかを○で囲んだ上で、住民票の住所を記入してください。※住民票の住所と別の住所に通知書の送付を希望する場合、「国民年金第3号被保険者住所変更届」に別送先を記入して本届書とあわせて提出してください。※海外居住者については、郵送物が届く国内における協力者住所(親族、第2号被保険者の勤務先住所等)を方書も含めて記入してください。なお、⑭「備考」欄には、第3号被保険者の海外住所を記入し、国内協力者が親族の場合は国内協力者の氏名および第3号被保険者との続柄を図<例1>のように記入してください。  
⑨第3号被保険者になった日 : 第3号被保険者に該当した日を記入してください。20歳到達により第3号被保険者に該当した場合は、20歳になる誕生日の前日を記入してください。  
⑫第3号被保険者でなくなった日 : 死亡の届出の場合は死亡日の翌日を、それ以外の場合は非該当になった日を記入してください。死亡の届出の場合、①「氏名」欄に第3号被保険者の氏名を記入し、⑭「備考」欄に届出者(第2号被保険者)の氏名を記入してください。※海外居住中、海外特例要件に該当しなくなったときや離婚等により被扶養配偶者でなくなったときなどには第3号被保険者でなくなりますので、⑫「第3号被保険者でなくなった日」欄および⑬「理由」欄(「6. その他」に理由)を記入してください。  
⑭備考 : 第3号被保険者等の氏名・生年月日・性別に変更(訂正)がある場合は、非該当(変更)を○で囲んでください。<例1>  
⑮海外特例要件に該当した日 : 海外居住者が海外特例要件に該当した日を記入してください。  
⑯海外特例要件に非該当となった日 : 海外居住の第3号被保険者が、海外から転入して引き続き第2号被保険者である配偶者に生計を維持されているときなどには、海外特例要件に該当しなくなったことの届出が必要です。海外から国内に転入したときは転入日(日本に住所を有するようになった日)を記入してください。なお、海外居住中に海外特例要件に該当しなくなったときは、⑫「第3号被保険者でなくなった日」欄に記入してください。<例2>

⑭ 備考	海外住所: ○○○○ ○○○○○○○ 国内協力者: 国年 一郎(父)
---------	---

### <医療保険者記入欄>

- 認定年月日 : 扶養認定日が⑨「第3号被保険者になった日」と相違する場合はのみ記入してください。

⑭ 備考	変更前氏名 コクナン サンコ 国年 三子 変更年月日 令和元年6月1日
---------	---

## 海外居住の第3号被保険者の方へ

海外居住時の海外特例要件に該当する第3号被保険者の方は、海外居住中、「海外特例要件に該当しなくなったとき」[配偶者である第2号被保険者が資格喪失をしたとき] [当該第2号被保険者に生計を維持されなくなったとき] などには、第3号被保険者の資格喪失の届出が必要です(なお、資格喪失後も引き続き海外居住する場合、20歳以上65歳未満の日本国籍を有する方は国民年金に任意加入が可能です)。また、日本に住所を有したときや海外特例要件の事由を変更したときにも届出が必要です。

## 添付書類

・医療保険者の扶養認定がされていない場合は、以下の添付書類が必要です。

ア. 退職により収入要件を満たす場合	退職証明書または雇用保険被保険者離職票のコピー
イ. 失業給付受給中、または受給終了で収入要件を満たす場合	雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知のコピー
ウ. 年金受給中の場合	現在の年金受給額がわかる年金額の改定通知書等のコピー
エ. 自営(農業等含む)による収入、不動産収入等がある場合	直近の確定申告書のコピー
オ. 上記イ～エ以外に他の収入がある場合	イ～エに応じた書類および課税(非課税)証明書
カ. 上記ア～オ以外	課税(非課税)証明書

・以下の続柄に該当する場合は添付してください。

配偶者と内縁関係にある場合	内縁関係にある両人の戸籍謄(抄)本、被保険者世帯全員の住民票の写し等
---------------	------------------------------------

※提出日からさかのぼって90日以内に発行されたものであること。

- ※「所得税法の規定による控除対象配偶者・扶養親族」で事業主の証明がある方は、原則として添付書類の添付は不要です。(個別のケースによっては、提出をお願いする場合があります。)
- ※障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等のコピーが別途必要です。
- ※医療保険者の扶養認定がされていない場合で「海外特例要件」に該当するときは、上記書類にあわせて海外特例要件に該当していることを証する書類の添付が必要です。詳細は、日本年金機構ホームページでご確認ください。

## 個人番号(マイナンバー)により届出する際の本人確認

- ・第3号被保険者が事業主(船舶所有者)・共済組合に届書提出するときは、事業主(船舶所有者)・共済組合において、マイナンバーが本人のものであることの確認と届書の提出を行う者が正当な番号の持ち主であることの確認を行う必要があるため、マイナンバーカード(個人番号カード)を届書に添付してください。①。なお、郵送で届書を提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面のコピーを添付してください。
- ・配偶者(第2号被保険者)が第3号被保険者の代理人として届書を事業主(船舶所有者)・共済組合に提出するときは、第3号被保険者のマイナンバーカードの裏面のコピーまたはマイナンバーが確認できる書類のコピー、および代理権の確認ができる委任状②を添付してください。
- ※1: マイナンバーカードをお持ちでない方は、以下の①および②の書類を添付してください。
  - ① マイナンバーが確認できる書類: 個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード(氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)
  - ② 身元(実存)確認書類: 運転免許証、パスポート、在留カードなど
- ※2: B. 第3号被保険者欄①氏名欄の「※届書の提出は配偶者(第2号被保険者)に委任します口」の口には✓を付すことにより、委任状の添付を省略することができます。※事業主(船舶所有者)・共済組合において本人確認を行った後の確認書類は、届書に添付して日本年金機構に提出する必要はありません。

# 被扶養者の認定基準について

(令和4年12月1日より実施)

兵庫トヨタ自動車健康保険組合の被扶養者認定に関する基本的考え方は下記のとおりです。

## 記

◎ 被扶養者となるために絶対必要な条件は以下の3点です。

- ① 健康保険法で定められた被扶養者の範囲内であること
- ② 主として被保険者の収入により生計が維持されていること
- ③ 被扶養者の収入が被保険者の収入の半分未満であること

※ 収入のある者の認定について

被扶養者の認定は、認定対象者の年間収入限度額が130万円(注1)(60歳以上の人または障害厚生年金受給者要件に該当する程度の障害者の場合は180万円)未満など、被扶養者認定関係法令・通達等で大枠は決められていますが、認定対象者の年間収入、生計維持関係の実態、同一世帯の判定など個々のケースについては、健康保険組合の判断に委ねられています。

(注1)社会保険上の扶養は、所得税法上の扶養とは違い、被扶養者の収入は税金控除前の総収入となります。

(通勤交通費等の非課税収入および賞与も含まれます)

1年間の収入の130万円(60歳以上または障害認定者は180万円)未満というのは、1月から12月までの1年間ではなく、申請時からの1年間の推定額となります。

また、認定要件である「主として被保険者の収入により生計が維持されている」状態とは、認定対象者の生計費の半分程度以上を、被保険者から日常継続的に支援を受けている状態のことを言います。当健保組合ではその実態を金額面だけではなく、被保険者本人の収入等の扶養能力や毎年発表される人事院勧告で報告される「費目別、世帯人員別標準生計費」などを目安に社会通念に照らして判定いたします。したがって、認定対象者の収入が基準以下であっても場合によっては認定されないことがあります。

○ 認定できないケース

- ・ 認定対象者の収入が130万円(60歳以上または障害認定者は180万円)以上ある場合
- ・ 別居の場合、認定対象者の収入額以上の仕送りを定期的・継続的に行っていない場合
- ・ 父が死亡しその被扶養者であった母を被扶養者として届け出る場合であって、遺族年金額がまだ裁定されていない場合
- ・ 雇用保険受給中の場合で基準額を超える場合
- ・ 認定対象者が就職しているが、試用期間等で健康保険に加入できないケースであっても、月額給与が108,333円を超えている場合

○ 原則として認定できない(事案により個々に判定される)ケース

- ・ 同居の親を被扶養者として届け出る場合等で、年金やパート等による収入額が「費目別、世帯人員別標準生計費」を著しく超えている場合
- ・ 別居している親を被扶養者として届け出る場合等で、年金等の収入額と被保険者からの支援額との合計が「費目別、世帯人員別標準生計費」を著しく超えている場合
- ・ 認定対象者が経営者として自営業を営んでいる場合(芸術家・音楽家等を含む)
- ・ 任意継続被保険者の奥様で、収入が被保険者の収入の半分以上ある場合
- ・ 社会通念上被保険者が認定対象者の主たる生計を維持していると認められない場合

## ※親に対する認定基準について（両親健在の場合）

- ① 夫婦一体原則により、両親の年収の合計額が、被保険者の年収の2分の1を超えている場合は不認定とする。
- ② 両親健在の場合の1人あたりの生活費は、一人の生活費の2倍を下回ると考えるのが妥当であるので、年収限度額を夫婦それぞれの限度額合計額の85%とする。

## ※任意継続被保険者における収入のある奥様等の扶養認定について

- ① 任意継続時に被扶養者である収入のある奥様については、暫定的に認定を継続するが、後日（6ヶ月以内に）双方の収入が確認できる書類を提出していただき、あらためて判定するものとする。
- ② 任意継続時に奥様が強制または任意適用事業所の被保険者である場合、被保険者に扶養されていた被扶養者は奥様に移行するものとする。